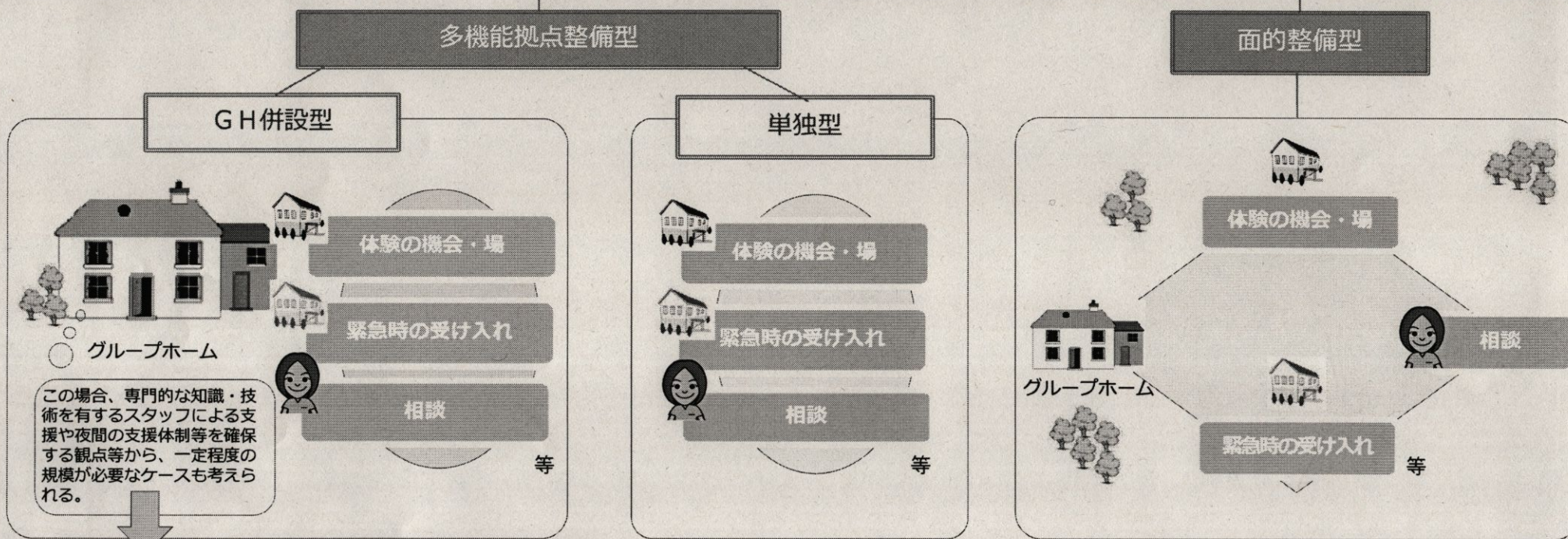


(参考資料8) 地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

(参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネイト事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下であること

調布市民プラザあくろす「市民活動支援センター」見学報告 諏訪間千晃

参加メンバー 佐藤 水津 江並 諏訪間

10/3 (火) 14:00～新福祉会館市民検討委員会の委員有志メンバーにて見学で調布市民プラザ「あくろす」の中の「市民活動支援センター」へ行きセンター長にお話を伺って、見学をしてきました。

新福祉会館市民検討委員会の素案には、「市民協働センター」と「ボランティア・市民活動センター」の機能が入っていますが、現在このふたつは社会福祉協議会内に入っており、「市民協働センター」は準備室の状態では本格的な活動は出来ていない状態です。

新福祉会館にこの機能が入る際には、これらの機能が行政と市民の協働の拠点となるようなものにするべきだと思い、見学しました。

調布あくろすのサイト

<http://www.chofu-across.jp>

市民活動支援センターのサイト

<http://chofu-npo-supportcenter.jp>

あくろすの中には

男女共同参画推進センター

産業労働支援センター

市民活動支援センター

の三つのセンターがあります。



■市民活動支援センターの概要

この中の「市民活動支援センター」が小金井の「市民協働センター」「ボランティア・市民活動センター」と同じような機能となります。センターの中は大きく分けると事務スペース、特徴的な大きなマルチスペース「はばたき」、資料コーナー、パソコンコーナーとなっています。

■市民活動支援センターの団体への支援

- ・補助金を出す支援 (えんがわファンド)
- ・活動に関するあらゆる相談
- ・場所の提供 (マルチスペース、ロッカー、印刷機、コピー機など)
- ・それぞれの活動の告知活動 (ホームページへの団体活動の掲載、チラシ、広報誌などの資料コーナーでの紹介など)



■フレキシブルに使える大きなマルチスペース

マルチスペースは「はばたき」という名の

とても広いエリアで、間をホワイトボードで仕切っただけのフレキシブルな貸しスペースになっ

ています。こちらはすべて無料で、団体予約も必要なく借りられます。

あらかじめ予約して借りる事も出来、空いていればその場ですぐ使っても問題ありません。

当日はそこで囲碁をしているお年寄りもいらっしゃいました。また、数名のグループがなにか活動のミーティングをしている様子もありました。また、6つのテーブルは若い方が自習で使っていました。（自習スペースとしてすべてが埋まってしまう事が最初あったため、手前6つだけを自習スペースとして使える、という事にしたそうです）

この「はばたき」は「街のえんがわ」がコンセプトで、実際に中に昔なつかしい雰囲気の間がしつらえてあります。ちょっと立ち寄って話をしたり、相談したり、お茶を飲んだり、飲食しても良い事になっています。



また、ホワイトボードの仕切りをとって50人くらいの講演会をする、という使い方も可能です。ただしマルチスペースなので、あまり大きな音を出したり、音楽を流すという事は出来ない、という制限はあります。個室を使いたい場合は、あくろすの中の有料の会議室などを予約して使う事が出来るようです。

■えんがわファンド

市民活動を支援する資金援助は、「えんがわファンド」というしくみで、サポーター会員として年間3000円会費として支払うと、スペースの予約が通常1ヶ月前からのところが2ヶ月前から予約でき、専用のチラシラックも使えます。市の予算は使わず、ここで集まった資金でほとんどの資金援助がまかなえているそうです。

■あくろすの他の会議室、ホール、調理室などは有料

市民活動支援センター以外の貸しスペースはあくろすの指定管理者が管理、貸し出し業務を行っています。営利目的以外の用途であればほぼ使用に関しては自由。個人での登録も可。

市民協働、ボランティア・市民活動センター、また多目的室やマルチスペースの使い方についてはかなりこちらの施設のあり方は参考になると思われました。今回行かれなかった委員の方もぜひご見学していただければと思います。

小金井市
保健福祉総合計画策定に関する
アンケート調査
報告書

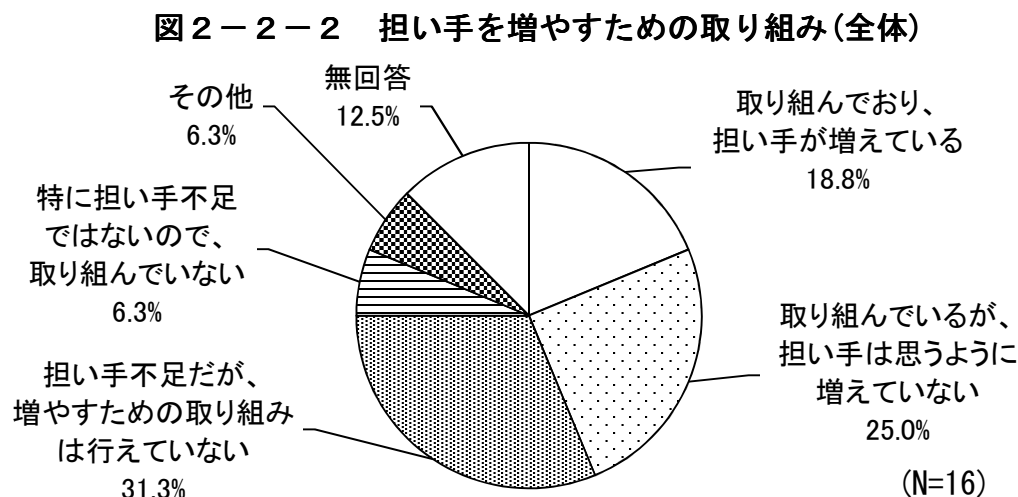
平成29年3月

小金井市

問4 貴団体では担い手を増やすための取り組みを行っていますか。(1つに○)

○担い手が増えているのは3件(18.8%)です

最も多いのは「担い手不足だが、増やすための取り組みは行えていない」5件(31.3%)です。次いで「取り組んでいるが、担い手は思うように増えていない」4件(25.0%)、「取り組んでおり、担い手が増えている」3件(18.8%)の順です。



問4-1 取り組み内容や取り組めていない理由等を簡潔にご記入ください。

以下に主なものを掲載します。

取り組んでおり、担い手が増えている：3件

- ・ 当会主催の中級音訳講習会を開き、技術の向上及び新入会員の獲得をめざしている。
- ・ 会員全員でグループ活動を支えている。
- ・ 学生ボランティアには卒業する前に後輩を紹介してもらうようにしている。

取り組んでいるが、担い手は思うように増えていない：4件

- ・ 学齢部対象の方を募集するため、バンビーノ活動を始めていますが、思うようには増えていない、むしろ減少のため休止せざるを得ない現状。
- ・ 団体の紹介資料を市や関係施設に置いたり、公開講演会やボランティア養成講座等で団体を紹介しているが、新しい会員が増えない。
- ・ 市民掲示板への定期的“募集案内”の掲示。他の市民団体への働きかけ等。

担い手不足だが、増やすための取り組みは行えていない：5件

- ・ 外に対してあまり発信していないため。
- ・ 業務多忙のため。
- ・ 会のチラシを配って呼び掛けをしたり、公の場所に案内書を置いてもらう様、要望をこななかった。役員も会員も年齢的・体力的に会員が増えても対応できるか不安もあり、又、障がい者対策も変化し種々の場所、会で各々が対応できる機会も増えていることも要因と思われる。
- ・ 代表者、支援者が高齢者ばかりで悩んでいる。次世代への移行が課題。

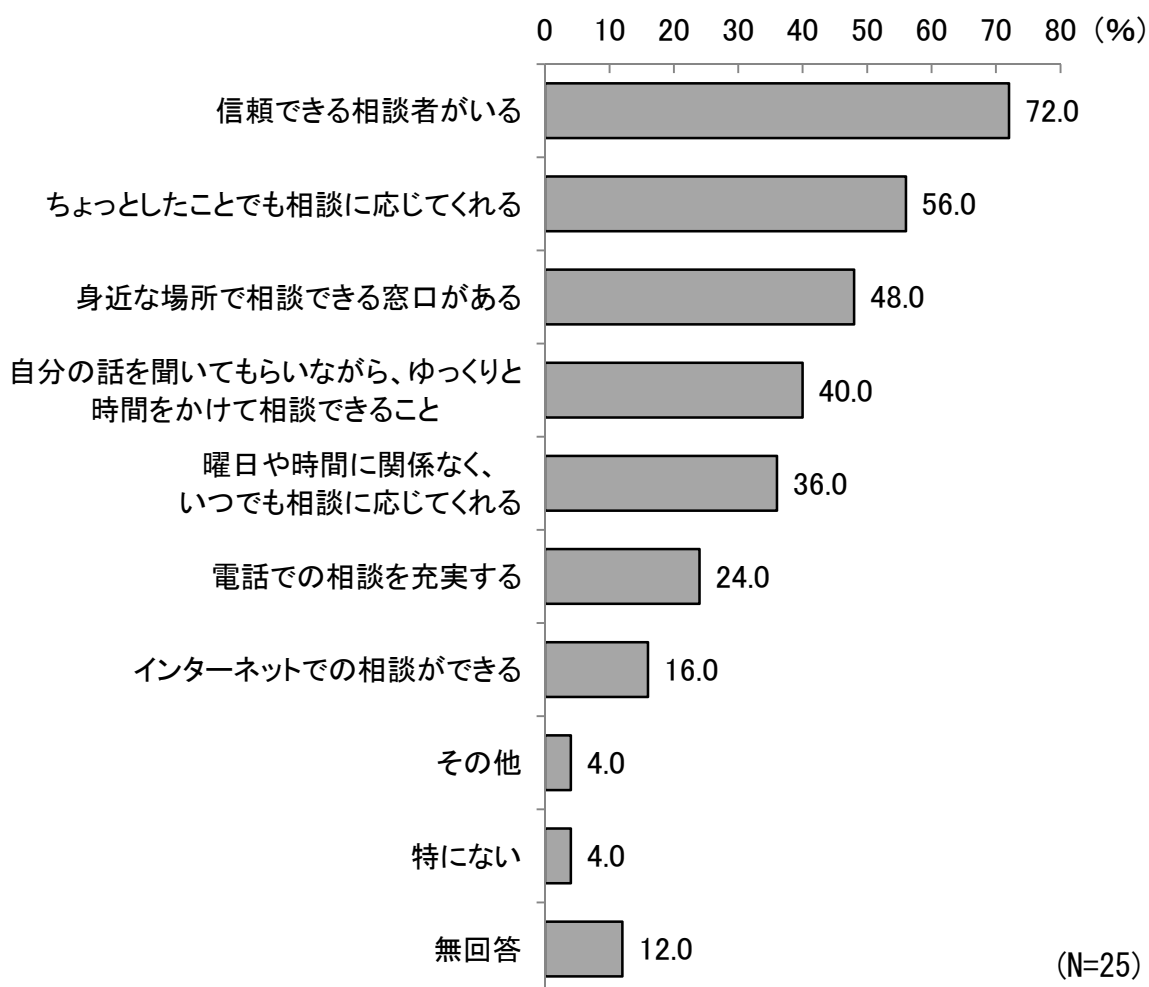
4. 障がい者福祉施策について

問 11 障がいのある方が相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも○)

○7割強が「信頼できる相談者がいる」をあげています

最も多いのは「信頼できる相談者がいる」(72.0%)です。次いで「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」(56.0%)、「身近な場所で相談できる窓口がある」(48.0%)の順です。

図 2-3-7 相談しやすい体制づくり(全体：複数回答)



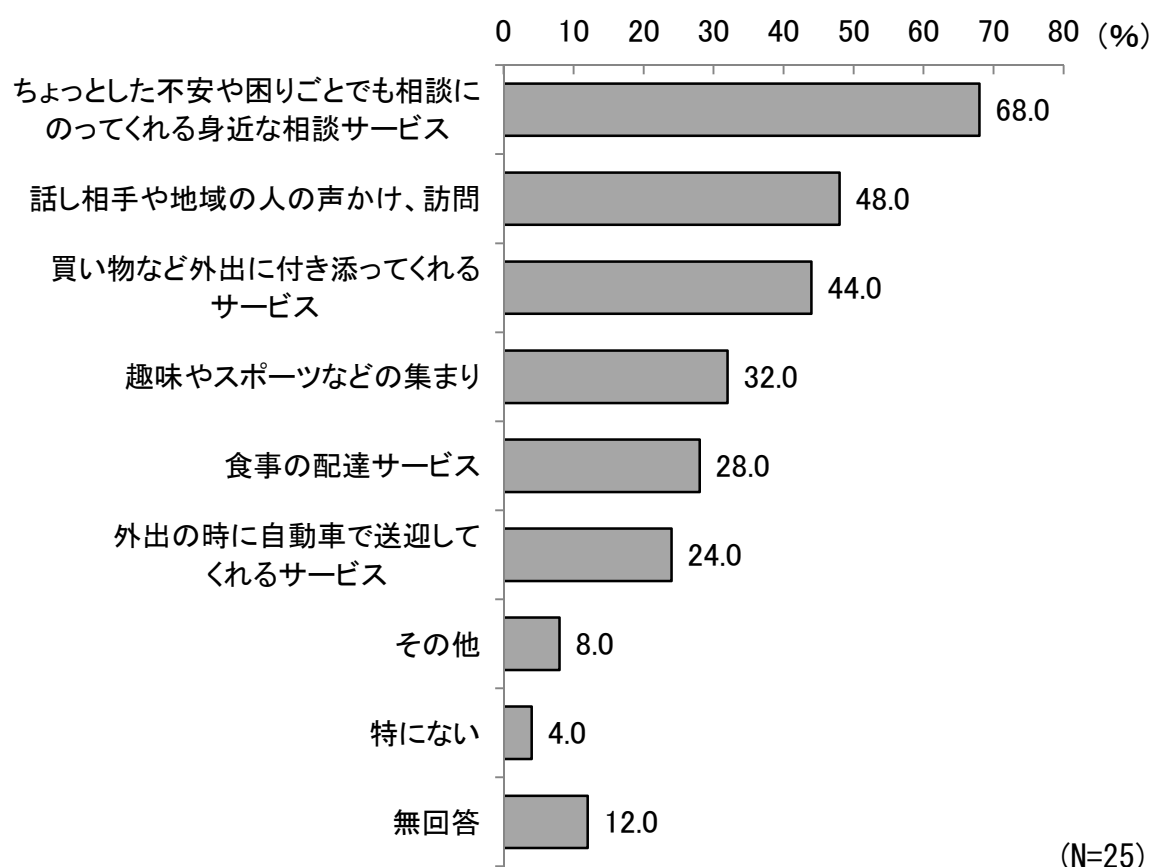
問 13 障がいのある人がその人らしく地域で生活するために、障害者総合支援法や児童福祉法によるサービス以外で特に必要と思われる支援はありますか。

(いくつでも○)

○7 割弱が「身近な相談サービス」をあげています

最も多いのは「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」(68.0%)です。次いで「話し相手や地域の人の声かけ、訪問」(48.0%)、「買い物など外出に付き添ってくれるサービス」(44.0%)の順です。

図 2-3-9 障害者総合支援法以外の必要なサービス(全体：複数回答)

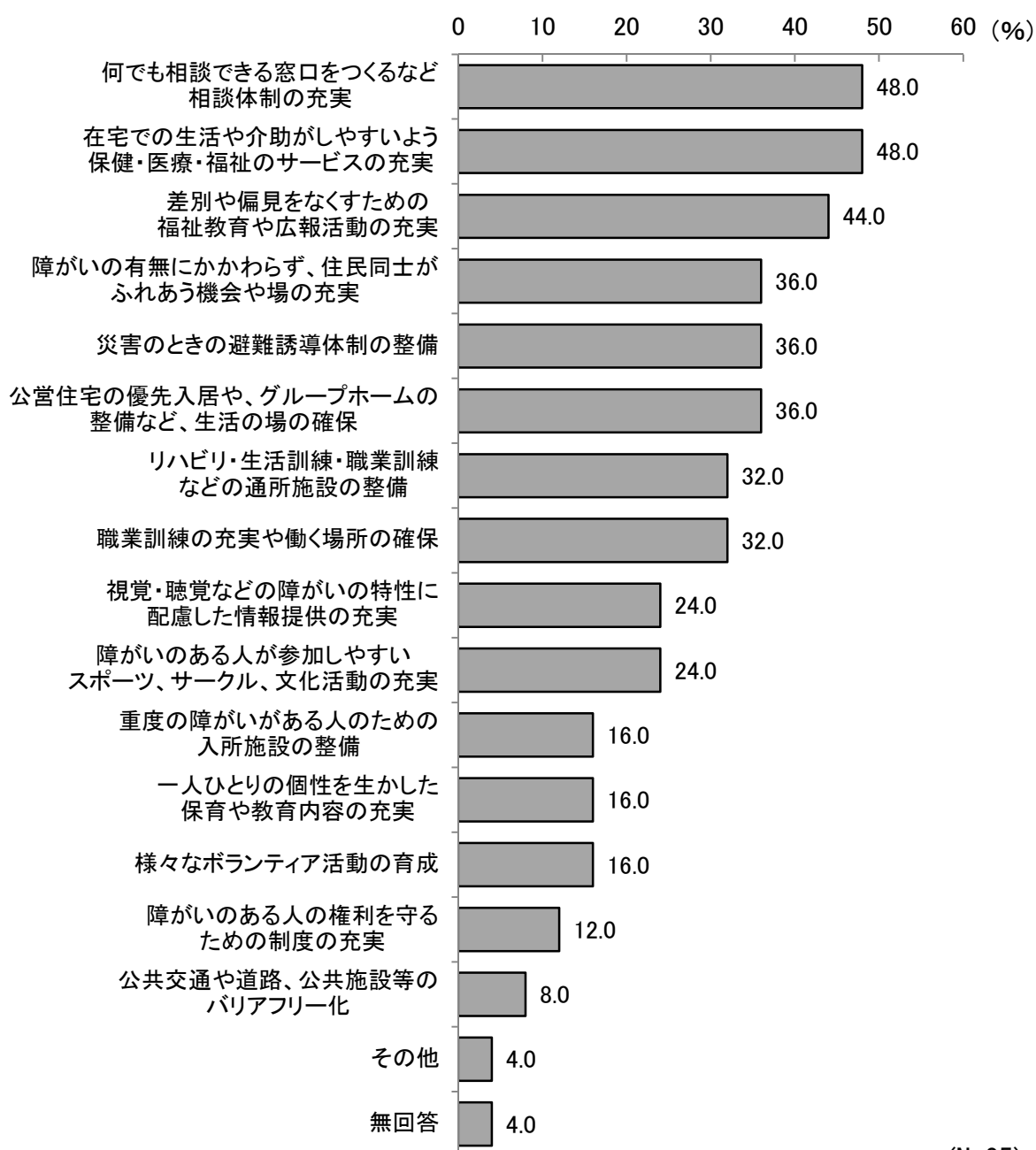


問 14 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。(5つまで〇)

○「相談体制の充実」と「保健・医療・福祉のサービスの充実」がともに5割弱となっています

最も多いのは「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(48.0%)と「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」(48.0%)です。次いで「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」(44.0%)の順です。

図 2-3-10 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために
(全体：複数回答(5つまで))



(N=25)

問 15 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。(5つまで〇)

○5割強が「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」をあげています

最も多いのは「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(52.6%)です。次いで「在宅での生活や介助や介護がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」(47.6%)、「職業訓練の充実や働く場所の確保」(45.2%)、「公共交通や道路、公共施設等のバリアフリー化」(41.8%)の順です。

図 2-4-19 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくり(全体：複数回答(5つまで))

